

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年3月17日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第3号

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

別表第1第1号中

「

6	四条大宮 ～ 玄塚	二条駅前，千本北大路，佛教大学前
---	-----------	------------------

」

を

「

6	四条大宮 ～ 玄塚	二条駅前，千本北大路，佛教大学前
	京都駅前 ～ 玄塚	七条大宮・京都水族館前，四条大宮，二条駅前，千本北大路，佛教大学前

」

に

「

16	京都駅八条口 ～ 京都駅前	地下鉄十条駅前，市民防災センター前，洛陽工業高校前，東寺西門前
----	---------------	---------------------------------

」

を

「

16	京都駅八条口 ～ 京都駅前	河原町八条，地下鉄十条駅前，市民防災センター前，九条御前通，東寺西門前
----	---------------	-------------------------------------

」

に

37	西賀茂車庫前 ~ 三条京阪前	北大路バスターミナル，出雲路橋，河原町三条
43	四条烏丸 ~ 久世橋東詰	烏丸五条，西大路五条，上鳥羽馬廻

を

37	西賀茂車庫前 ~ 三条京阪前	北大路バスターミナル，出雲路橋，河原町三条
特37	北大路バスターミナル ~ 柘野	北大路堀川，下岸町，大宮交通公園前，西賀茂車庫前，志久呂橋
43	四条烏丸 ~ 久世橋東詰	烏丸五条，西大路五条，上鳥羽馬廻

に

北1	北大路バスターミナル ~ 玄塚	北大路堀川，上堀川，紫野泉堂町
北8	北大路バスターミナル ~ 北大路バスターミナル	佛教大学前，北山駅前，修学院道，一乗寺木ノ本町

を

北1	北大路バスターミナル ~ 玄塚	北大路堀川，上堀川，紫野泉堂町
北3	北大路バスターミナル ~ 京都産大前	上賀茂御菌橋，柘野別れ
北8	北大路バスターミナル ~ 北大路バスターミナル	佛教大学前，北山駅前，修学院道，一乗寺木ノ本町

に

「

南5	竹田駅東口 ～ 京都駅前	深草西浦町，稲荷大社前，塩小路橋
----	--------------	------------------

」

を

「

南5	竹田駅東口 ～ 京都駅前	深草西浦町，稲荷大社前，七条京阪前
----	--------------	-------------------

」

に

「

204	北大路バス ターミナル ～ 北大路バス ターミナル	金閣寺道，西ノ京円町，東天王寺， 高野
-----	---------------------------------	------------------------

」

を

「

204	北大路バス ターミナル ～ 北大路バス ターミナル	金閣寺道，西ノ京円町，東天王町， 高野
-----	---------------------------------	------------------------

」

に

「

循環2	三条京阪前 ～ 三条京阪前	京都市役所前，東山三条，動物園正 門前，南禅寺・疏水記念館・動物園 東門前，岡崎公園 美術館・平安神 宮前，知恩院三門前，東山三条
-----	---------------	--

」

を

「

循環2	三条京阪前 ～ 三条京阪前	四条河原町，四条京阪前，東山三 条，動物園正門前，南禅寺・疏水記 念館・動物園東門前，岡崎公園 美 術館・平安神宮前，知恩院三門前， 東山三条
-----	---------------	---

」

に改める。

別表第1第2号中

「

快速1	出町柳駅前，北大路バスターミナル，佛教大学前	
快速6	四条大宮，二条駅前，佛教大学前	

」

を

「

快速6	四条大宮，二条駅前，佛教大学前	
-----	-----------------	--

」

に改める。

別表第1第3号中

「

臨18	みぶ操車場 前	～ 久我石原町	四条大宮，羅城門，小枝橋，竹田駅 西口，赤池
-----	------------	---------	---------------------------

」

を

「

臨18	二条駅西口		～ 久我石原町	四条大宮，羅城門，小枝橋，竹田駅 西口，赤池
-----	-------	--	---------	---------------------------

」

に

「

特33	洛西バス ターミナル	～ 京都駅前	三ノ宮，桂駅東口，川勝寺，西大路 七条
特37	北大路バス ターミナル	～ 柘野	北大路堀川，下岸町，大宮交通公園 前，西賀茂車庫前，志久呂橋

」

を

「

特33	洛西バス ターミナル ～ 京都駅前	三ノ宮，桂駅東口，川勝寺，西大路 七条
-----	----------------------	------------------------

」

に

「

特105	横大路車庫 前 ～ 京都駅前	中書島，西大手筋，棒鼻，竹田駅東 口，深草西浦町，稻荷大社前，京都 駅八条口
北3	北大路バス ターミナル ～ 京都産大前	上賀茂御蔭橋，柊野別れ

」

を

「

特105	横大路車庫 前 ～ 京都駅前	中書島，西大手筋，棒鼻，竹田駅東 口，深草西浦町，稻荷大社前，京都 駅八条口
------	-------------------	--

」

に

「

特南5	横大路車庫 前 ～ 京都駅前	中書島，西大手筋，棒鼻，竹田駅東 口，深草西浦町，稻荷大社前，塩小 路橋
-----	-------------------	--

」

を

「

特南5	横大路車庫 前 ～ 京都駅前	中書島，西大手筋，棒鼻，竹田駅東 口，深草西浦町，稻荷大社前，七条 京阪前
-----	-------------------	---

」

に改める。

別表第2中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、第17号を削り、第18号を第16号とし、第19号から第35号までを2号ずつ繰り上げる。

別表第4中「、特37号」及び「、北3号」を削る。

附 則

この規程は、平成29年3月18日から施行する。

(交通局営業推進室)